

のれんの帰属と連結基礎概念

——外貨建のれんの帰属をめぐる議論をもとに——

Attribution of Goodwill and Basic Concepts of Consolidated Financial Statements:
Based on Issues related to Attribution to Goodwill of Foreign Operations

山下 奨
Sho YAMASHITA

要 旨

連結会計または企業結合会計の基準設定においては、在外子会社の換算については言及されることはあまりなかった。本稿では、外貨建のれんの帰属をめぐる議論をもとに、のれんの帰属と連結基礎概念の関係等を検討している。

外貨換算会計の先行研究においては、のれんが在外子会社の資産であれば決算日レートで換算、のれんが親会社の資産であれば取引日レートで換算という外貨換算会計固有の結びつきと、経済的単一体説によればのれんは子会社の資産、親会社説によればのれんは親会社の資産という連結会計における結びつきが暗黙裡に結合的に議論されており、外貨換算会計と連結会計の重なり合う領域において、議論が錯綜しているようにみられた。本稿では、後者の連結会計における結びつきについて、親会社説によっても子会社の資産との結びつきの可能性があることを示している。

さらに、親会社の資産とする場合には、非支配株主に帰属するのれんを認識しようとする全部のれん方式と矛盾があるように考えられること、のれんを子会社の資産とすることは、経済的単一体説から導かれるとされる全部のれん方式とも整合的であることを指摘している。のれんが子会社の資産であることと整合的な他の会計処理として、プッシュダウン会計を示している。

キーワード：外貨建のれん、連結基礎概念、親会社説、経済的単一体説、全部のれん方式

1 はじめに

外国において子会社を取得すると、当該在外子会社の取得に伴いのれんが生じることがある。外国通貨（外貨）で表示される在外子会社ののれんは、しばしば外貨建のれんと呼ばれる。この外貨建のれんの換算にあたって、のれんを親会社の資産と考えるのか在外子会社の資産と考えるのかという論点がある（企業会計基準委員会 2007, 78 項-80 項；IASB 2003, BC30 項-BC32 項等）。親会社の資産であれば、換算は必要なく、在外子会社の資産であれば、換算が必要になるとされる。日本基準を含む現行の国際的な会計基準においては、のれんは在外子会社の資産であるという考え方が採用され、のれんは、他の資産と同様に決算日レート（**current rate**）で換算されることが求められている（企業会計基準委員会 2019, 77-2 項；382-2 項；IASB 2005, 47 項；BC32 項等）。

こののれんの帰属、すなわちのれんが親会社（取得企業）の資産であるのか子会社（被取得企業）の資産であるのかという論点は、外貨建のれんだけの論点というよりも、買収（子会社化）で生じる連結のれん一般の論点といてよいであろう¹。ただし、連結会計において上位概念としてよく用いられる連結基礎概念との関係について、**Baxter and Spinney (1975)** や **FASB (1991)** 等の連結基礎概念と会計処理等の関係に関する典型的な先行研究では、こののれんの帰属は、直接言及されてこなかった論点である。連結基礎概念はのれんの帰属とどのように関連しているのであろうか。このような問題意識のもと、本稿では、外貨建のれんの帰属をめぐる議論をもとに、のれんの帰属と連結基礎概念の関係を明らかにすることを目的とする。本稿の特徴は、のれんの帰属について、外貨建のれん等に関する現行基準では子会社の資産と考えられていること、子会社の資産とすることは2つの連結基礎概念と矛盾しないこと等を挙げているところにある。

本稿の構成は、次のとおりである。第2節では、基準の規定と先行研究を概観する。第3節では、外貨建のれんの帰属と連結基礎概念について整理し検討する。第4節では、のれんの帰属と連結基礎概念の再検討を含むのれんの帰属をめぐる整合性の議論を行う。第5節では、結論を述べる。

1 単なる換算の側面ということから、外貨建のれんはそうでないのれんと比べて別の性質を持つこともありうるが、のれんが親会社の資産か子会社の資産かは、連結会計一般における考え方と整合性が図られるべき論点の1つと考えられる。外貨換算の局面でのれんの捉え方が連結会計でののれんの捉え方と変わるとすれば、単なる換算にとどまらない異なる論理が必要になると考えられる。

2 外貨建のれんの換算に関する会計基準の規定

2.1 IFRS における規定

外貨建のれんの換算について、国際財務報告基準（IFRS）では国際会計基準（IAS）第21号「外国為替レート変動の影響（The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates）」に定めが置かれている。2003年12月に、国際会計基準審議会（IASB）から改訂IAS第21号「外国為替レート変動の影響」（IASB 2003）が公表され、外貨建のれんの取扱いが変更された²。現行のIAS第21号において、在外営業活動体（foreign operation）の取得時に生じたのれんは、在外営業活動体の資産として処理し、在外営業活動体の機能通貨で表現し、決算日レートで換算しなければならないとされている（IASB 2003, 47項）³。

同様に、在外営業活動体の取得により生じた資産および負債の帳簿価額の公正価値修正、いわゆる評価差額について、在外営業活動体の資産または負債として処理し、決算日レートで換算することが求められている（IASB 2003, 47項）。IASBは、公正価値修正は被取得企業の特定期間可能な資産および負債に係るものであり、したがって決算日レートで換算されるべきであることに合意したとされている（IASB 2003, BC28項）。IAS第21号では、従来から、のれんと評価差額を同じように扱っている。のれんと評価差額は子会社化によって新たに生じるものとして共通しているからであろう。

従前のIAS第21号では、のれんの換算は、①決算日レート、または②過去の取引日レートで行う選択肢が認められていた（IASC 1993, 33項等）。改訂IAS第21号の結論の根拠において、概念的には、正しい処理はのれんおよび公正価値修正が、①被取得企業の資産および負債、または②親会社の資産および負債の一部となるかどうかにより決まることに合意したとされている（IASB 2003, BC27項）。①の被取得企業の資産および負債となる場合には決算日レートでの換算が示唆され、②の親会社の資産および負債の一部となるには過去の取引日レートでの換算が示唆される（IASB 2003, BC27項）。

改訂IAS第21号では、この2つの考え方の根拠や減損会計における取扱い等が検討されたうえで、のれんは、在外営業活動体の資産として扱い、決算日レートで換算することとしたとされている（IASB 2003, BC32項）。減損会計におけるのれんの取扱いについては、のれんを各々の異

2 それに至る経緯は、井上定子（2009）（2010）、井上達男（2009）、山田（2001）（2002）等に詳しい。

3 機能通貨が超インフレ経済の通貨でない企業の業績および財政状態の換算、機能通貨が超インフレ経済の通貨である企業の業績および財政状態の換算のいずれにおいても、のれんを含む資産の換算には、決算日レートが用いられる（IASB 2003, 39項；42項）。

なる機能通貨の水準にまでプッシュダウンする必要があるか、またはそれより高いレベルで会計処理し検討することができるかが議論の対象であった（IASB 2003, BC29 項）。

第 1 の考え方として、親会社が多く異なる機能通貨を有する事業体で構成される多国籍営業活動体を取得する場合には、いかなるのれんも親会社／取得企業の資産として処理し、連結レベルで減損の判定を行うことであることが挙げられている（IASB 2003, BC30 項）。この考え方によれば、経済的観点では、のれんは親会社の支払う購入価格の一部なので親会社の資産だと考え、のれんを多くの被取得企業に配分してさまざまな機能通貨に換算することは不適當であり、親会社の資産として扱われるのれんは外貨リスクに晒されておらず、のれんに係わる換算差額は認識すべきではないとされている（IASB 2003, BC30 項）。さらに、そうしたのれんは連結レベルで減損の判定をすべきであり、のれんを被取得在外営業活動体の各々の異なる機能通貨など、低い水準に配分またはプッシュダウンすることはいかなる目的にも合致しないとされている（IASB 2003, BC30 項）。

第 2 の考え方として、のれんは親会社の被取得企業への正味投資額の一部だと考え、のれんは、その重要な部分が独立した認識の要件を満たさない無形資産を構成する可能性が高いので、被取得企業のその他の資産、特に無形資産とは異なる方法で処理すべきではないことになることが挙げられている（IASB 2003, BC31 項）。のれんは在外事業体への投資により生じ、当該事業体と離れて存在するものではないとも指摘されている（IASB 2003, BC31 項）。被取得企業がさまざまな機能通貨を持つ多くの事業体で構成される場合には、のれんの継続的な認識の裏付けとなるキャッシュ・フローは、それらのさまざまな機能通貨で生成されると指摘されている（IASB 2003, BC31 項）。

IASB では、この指摘を受け入れ、のれんは在外営業活動体の資産として扱い、決算日レートで換算し、のれんは被取得在外営業活動体の各々の機能通貨の水準に配分されるべきであると結論付けられている（IASB 2003, BC32 項）。このことは、外貨の換算上のれんが配分される水準は、のれんの減損の判定が行われる水準とは異なることがあるかもしれないことを意味するとされ、企業は IAS 第 36 号「資産の減損」に従ってのれんの減損の判定を行う水準を決定するとされている（IASB 2003, BC32 項）。

2.2 日本基準における規定

日本基準では、企業会計基準適用指針第 10 号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」および会計制度委員会報告第 4 号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」に定めが置かれている。

2008 年 12 月に、企業会計基準委員会から改正企業会計基準適用指針第 10 号「企業結合会計基

準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 2008)が公表され、外貨建のれんの会計処理が変更になった。具体的には、在外子会社株式の取得等により生じたのれんは、在外子会社等の財務諸表項目が外国通貨で表示されている場合には、当該外国通貨で把握し、決算日の為替相場により換算することとされている(企業会計基準委員会 2008, 77-2 項)⁴。のれんの主要な部分は実質的に個別の認識の要件を満たさない資産を構成するものと考えられるため、在外子会社株式の取得により生じるのれんは当該在外子会社の他の資産と同様に、在外子会社の現地通貨で発生したものとみて換算することが整合的であること、在外子会社の子会社(在外孫会社)の連結においては、親会社が在外孫会社の財務諸表を直接換算する場合と、在外子会社の連結財務諸表として換算する場合があるが、在外孫会社を資本連結する際に生じたのれんを決算日の為替相場で換算することにより整合的に取り扱うことができることを踏まえて、国際的な会計基準と同様に、決算日の為替相場で換算することとしたとされている(企業会計基準委員会 2008, 382-2 項)⁵。

この改訂を受けて、2009年6月に、日本公認会計士協会から改訂会計制度委員会報告第4号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」が公表され、同様の定めが置かれることとなった。親会社が在外子会社(財務諸表項目が外国通貨表示)を連結する場合、のれんを原則として支配獲得時(みなし取得日を用いる場合には子会社の決算日(みなし取得日))に当該外国通貨で把握し、当該外国通貨で把握されたのれんの期末残高については決算時の為替相場により換算するとされている(日本公認会計士協会 2009, 40 項)⁶。

なお、旧実務指針では、親会社が在外子会社を連結する場合、親会社の子会社投資から発生するのれんは親会社の通貨である円貨額で固定されているため、のれん残高およびのれん償却額は為替相場の変動による影響を受けないとされていた(日本公認会計士協会 2008, 40 項)。ただし、在外子会社の連結貸借対照表に計上されている在外孫会社に係るのれんは決算時の為替相場により換算されるとされていた(日本公認会計士協会 2008, 40 項)。

4 なお、当該外国通貨で把握されたのれんの当期償却額については、当該在外子会社等の他の費用と同様に換算することとなるとされている(企業会計基準委員会 2008, 77-2 項)。

5 なお、この場合でも、在外子会社の個別財務諸表には当該のれんを計上する必要はなく、在外子会社の資産の換算と同様に連結財務諸表の作成上の処理として行うこととなる(企業会計基準委員会 2008, 382-2 項)。いわゆるプッシュダウン会計が行われるわけではない。

6 のれんの当期償却額については、原則として在外子会社の会計期間に基づく期中平均相場により他の費用と同様に換算するため、為替換算調整勘定はのれんの期末残高とのれん償却額の両方の換算から発生することになるとされている(日本公認会計士協会 2009, 40 項)。

2.3 小括

IFRS および日本基準の現行基準においては、減損会計との整合性、識別可能無形資産との整合性、在外孫会社ののれんの換算との整合性等から、外貨建のれんは、子会社の資産とされ、決算日レートで換算されることになっている。なお、外貨建のれんについて、現行基準上連結基礎概念への言及はない。

3 外貨建のれんの帰属と連結基礎概念

3.1 先行研究

Baxter and Spinney (1975) や FASB (1991a) といった連結基礎概念と会計処理等の関係に関する典型的な先行研究においては、在外子会社の財務諸表項目の換算は基本的には取り扱われていない。しかし、外貨換算会計を主題とした研究において、外貨換算会計と連結基礎概念（連結主体論）との関係を検討した先行研究は、いくつか存在する。

経営実態と連結基礎概念（連結主体論）または会計主体論の関係を取り扱ったものとして、Patz (1977)、穂山 (1997)、井上 (1998)、澤井 (2014)、白木 (1994)、白木 (1995) 等がある。たとえば、Patz (1977) では、資本主説 (proprietary theory) と企業主体説 (entity theory) が挙げられ、経営実態に基づいて、従属型であれば資本主説、独立型であれば企業主体説と結びつくことが示されている。澤井 (2014) では、従属型、独立型、複合型、国際型という経営実態が扱われており、さらなる拡張が行われている。

在外事業体の性質によって会計処理の使い分けを行うという発想は、Parkinson (1972) 等で挙げられている状況アプローチや FASB (1981) 等で採用されている機能通貨の考え方にもみられる、外貨換算会計の特徴の1つといえるかもしれない⁷。穂山 (1997) では、親会社説と決算日レートの論理的な結びつきについて批判的検討が行われ、当時の実務で支配的であった親会社説に基づく連結会計と外貨換算会計の不整合が指摘されている。現行の日本基準では、外貨換算の局面においても、たとえば、非支配株主持分は、純資産に区分されるものの、換算にあたっては負債のような扱いがなされるなど、複数の連結基礎概念に基づく会計処理が混在していると考えられる (山下 2017)⁸。

7 FASB (1981) の公表等を含む、外貨換算会計をめぐる歴史的経緯については、たとえば、Lorenson (1972)、Parkinson (1972)、井戸 (2000)、井上定子 (2010)、井上達男 (1998)、小野 (1998)、柴 (1987)、白木 (1995)、嶺 (1998) 等を参照。

なお、外貨建のれんの換算に焦点を当てた先行研究はあまりない。白木（2006）では、外貨建のれんと表現の忠実性の関係が検討されており、表現の忠実性からすれば、外貨建のれんを決算日レートでのみ会計処理することが問題になりうることが挙げられている（白木 2006, 26）。

3.2 外貨建のれんの帰属と連結基礎概念

外貨換算会計の議論においては、のれんを被取得企業（子会社）の資産とすることは、経済的単一体説（実体説）と整合的であるといわれる。支配している被取得企業の資産負債を非支配株主に帰属する部分を含めてすべて認識するのは、自然なことであろう。IASB（2008）等の規定も、そのように理解が可能である。ただし、経済的単一体説からそのように主張されることはあまりないように思われる。結果的に経済的単一体説と整合的であっても、経済的単一体説から直接導かれるとはいえないかもしれない。

のれんを取得企業（親会社）の資産とすることは、親会社説と整合的であるといわれる。親会社のみには帰属するものであるから、親会社分のみを認識するのは、自然なことである。ただし、親会社説からそのように主張されることはあまりないように思われる。むしろ、親会社説では、別の理論立ても可能であると考えられる。のれんを子会社の資産とするとしても、新たに発生する部分（時価評価差額やのれん）について親会社部分のみを認識すればよく、非支配株主に帰属する部分を含めたすべてを認識する必要はない。

そうすると、親会社説からはどちらもありうる（決まらない）のではないかと考えられる。外貨換算の先行研究では、親会社説とのれんを親会社の資産とすることの関係性が示されているが、そうとは限らないのではないか。そもそも連結基礎概念は外貨建のれんの帰属を決めるのであろうか。連結基礎概念に関する文献では直接関係は検討されておらず、必ずしも明確に導かれるものではないように思われる。

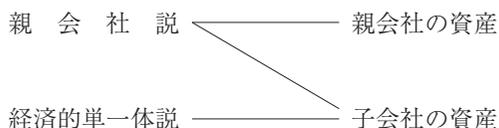
4 のれんの帰属をめぐる整合性

4.1 のれんの帰属と連結基礎概念の再検討

IFRS（IAS 第 21 号）では、上で挙げた外貨建のれんの取扱いから、のれんは子会社の資産と

8 日本基準における会計処理等にみられる連結基礎概念の混在については、山地（2013）、山下（2017）等を参照。

図表1 連結基礎概念とのれんの帰属の可能性



捉えられていると考えられる。このようにのれんを子会社の資産とする場合、子会社の資産であるのれんは、子会社の他の資産と同様であるならば、非支配株主の持分相当額も認識されるのが自然であるということになろう。すなわち、のれんを子会社の資産とする外貨建のれんの取扱いは、のれんについても非支配株主に帰属する部分も認識すべきであるという全部のれん方式と整合的であるといえる。

一方、のれんを親会社の資産とする場合には、子会社の非支配株主に帰属するのれんが認識されるような全部のれん方式を採用するのは難しいと考えられる。のれんが子会社の資産ではないならば、子会社の非支配株主に帰属するのれんも存在しないためである。全部のれん方式を採用するためには、のれんの帰属を子会社とせざるを得ないと考えられる。その意味で、のれんを子会社の資産とする外貨建のれんの取扱いは、消極的に、経済的単一体説と整合的であるともいえる。

第3節の議論とあわせてみれば、図表1のとおり、親会社説と経済的単一体説のいずれも、のれんを子会社の資産とすることと矛盾せず、それぞれに整合的な会計処理を導くことができると考えられる。基準上、のれんの扱いを1つに絞ることができた（合意できた）のも、このような背景があったからかもしれない。

4.2 のれんが子会社の資産であることと整合的な他の会計処理の例

のれんが子会社の資産であることと整合的な会計処理は他にあるのであろうか。その1つは、たとえば米国基準で定められているプッシュダウン会計である⁹。プッシュダウン会計は、会計基準更新書（ASU）No.2014-17「企業結合（Topic 805）：プッシュダウン会計」（FASB 2014）によって、より広く適用が容認された会計処理である。被取得企業の個別財務諸表で資産負債の時価評価を反映するプッシュダウン会計では、他の資産と同様に、のれんも認識される（FASB 2014, 805-50-30-11項）。プッシュダウン会計を適用すると、のれんは、個別財務諸表上で明確に子会社の資産として計上されることになる。

プッシュダウン会計については、子会社において減損テストを実施することの実務的なメリッ

9 プッシュダウン会計については、FASB（1991b）、大雄（2012）（2017）、大雄（1986）、杉本（2005）、長谷川（2015）（2018, 738-744）、平松（2002）、山地（2000）等を参照。

ト等が指摘されている（長谷川 2015, 34）。ただし、子会社における個別財務諸表上の減損テストの単位と連結財務諸表上の減損テストの単位は必ずしも同じではないため、個別財務諸表上で生じた減損損失が、連結財務諸表上は計上されない場合もある（たとえば、田中（2017）等参照）。

4.3 のれんの細分化による他の帰属の可能性

現行基準では、外貨建のれんの取扱いやプッシュダウン会計等に見られるように、のれんは、基本的には子会社の資産として捉えられていると考えられる。しかし、のれんの帰属について、そのすべてが親会社の資産か子会社の資産かという完全な二項対立の関係が成り立つのであろうか。

のれんには、子会社の資産としての性質だけではなく、親会社の資産としての性質も含まれている可能性がある。たとえば、川村（2017）では、親会社株主のみに帰属する支配プレミアムが存在する場合、のれんから当該支配プレミアムを分離して会計処理を行うという提案がなされている。支配プレミアムについては、米国基準やIFRSでの企業結合会計における全部のれん方式の適用にあたって、分離した会計処理は求められていないが、その存在を前提とした親会社株主および非支配株主に帰属するのれんの測定方法が採られている。

第3節で挙げたような、外貨換算会計で議論されてきた経営実態に応じた使い分けとは少し異なるが、のれんの実態を細分化したものについてそれぞれその帰属先を検討することもできると考えられる。その詳細な方法やなぜ現行基準において採用されていないのか等の疑問については、今後の研究課題である。

5 おわりに

FASB（2007）およびIASB（2008）では、結果として、経済的単一体説とおおむね整合的な会計処理が定められることとなった。これらの基準を含めて連結会計または企業結合会計の基準設定においては、在外子会社の換算については言及されることはあまりなかった。本稿では、外貨建のれんの帰属をめぐる議論をもとに、のれんの帰属と連結基礎概念の関係等を検討した。

外貨換算会計の先行研究においては、のれんが在外子会社の資産であれば決算日レートで換算し、のれんが親会社の資産であれば取引日レートで換算するという外貨換算会計固有の結びつきと、経済的単一体説によればのれんは子会社の資産で、親会社説によればのれんは親会社の資産であるという連結会計における結びつきが暗黙裡に結合的に議論されており、外貨換算会計と連結会計の重なり合う領域において、議論が錯綜しているようにみられた。本稿では、後者の連結

会計における結びつきについて、親会社説によっても子会社の資産との結びつきの可能性があることを示した。

さらに、親会社の資産とする場合には、非支配株主に帰属するのれんを認識しようとする全部のれん方式と矛盾があるように考えられること、のれんを子会社の資産とすることは、経済的単一体説から導かれるとされる全部のれん方式とも整合的であることを指摘した。のれんが子会社の資産であることと整合的な他の会計処理として、プッシュダウン会計を示した。また、現行基準では採用されていないものの、親会社にのみ帰属する支配プレミアムの認識測定等、のれんのすべてを親会社の資産か子会社の資産のいずれかに分ける以外の考え方もありうることを示した。

今後の課題としては、のれんを親会社の資産とするときの意義の再検討やプッシュダウン会計のさらなる検討等がある。

参考文献

- Baxter, G. C. and J. C. Spinney. 1975. A Closer Look at Consolidated Financial Statement Theory Part I. *CA Magazine* 106 (1): 31-36.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 1981. Statement of Financial Accounting Standards (SFAS) No. 52. *Foreign Currency Translation*. Stamford, CT: FASB.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 1991a. Discussion Memorandum. *An Analysis of Issues Related to Consolidation Policy and Procedures*. Norwalk, CT: FASB.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 1991b. Discussion Memorandum. *An Analysis of Issues Related to New Basis Accounting*. Norwalk, CT: FASB.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 2014. Accounting Standards Update No. 2014-17. *Business Combinations (Topic 805): Pushdown Accounting (a consensus of the FASB Emerging Issues Task Force)*. Norwalk, CT: FASB.
- International Accounting Standards Board (IASB). 2003. International Accounting Standard (IAS) 21 (Revised 2003). *The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates*. London, U.K.: IASCF.
- International Accounting Standards Board (IASB). 2005. International Accounting Standard (IAS) 21 (Revised 2005). *The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates*. London, U.K.: IASCF.
- International Accounting Standards Board (IASB). 2008. International Financial Reporting Standard (IFRS) 3 (Revised 2008). *Business Combinations*. London, U.K.: IASCF.
- International Accounting Standards Board (IASB). 2014. International Accounting Standard (IAS) 1 (Revised 2014). *Presentation of Financial Statements*. London, U.K.: IFRSF.
- International Accounting Standards Committee (IASC). 1993. International Accounting Standard (IAS) 21 (Revised 1993). *The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates*. London, U.K.: IASCF.

- Lorensen, L. 1972. Accounting Research Study No.12. *Reporting Foreign Operations of U.S. Companies in U.S. Dollars*. New York, NY: AICPA.
- Parkinson, R. M. 1972. Accounting and Auditing Research Study. *Translation of Foreign Currencies*. Toronto, Canada: CICA.
- Patz, D. H. 1977. The State of the art in translation theory. *Journal of Business Finance & Accounting* 4(3): 311-325.
- 穂山幹夫. 1997. 「外貨表示財務諸表の換算における単一測定単位概念と複数測定単位概念」『経営論集』45: 29-46.
- 井戸一元. 2000. 「アメリカ外貨換算会計制度化への試み—流動・非流動法と Edwin L. Lopata 論文を中心として—」『豊橋創造大学紀要』4: 69-85.
- 井上定子. 2009. 「IAS21 改訂の経緯と変更点」『流通科学大学論集—流通・経営編—』22 (1): 187-203.
- 井上定子. 2010. 『外貨換算会計の研究』千倉書房.
- 井上達男. 1998. 『アメリカ外貨換算会計論 [増補改訂版]』同文館出版.
- 井上達男. 2009. 「外貨換算理論と IAS 第 21 号」『商学論究』56 (3): 39-59.
- 大雄智. 2012. 「持分の継続性とプッシュ・ダウン会計」『横浜経営研究』33 (1): 87-98.
- 大雄智. 2017. 「支配の変更とニューベシス会計」『会計』192 (6): 41-53.
- 大雄令純. 1986. 「プッシュ・ダウン会計—未解決の連結問題」『税経セミナー』31 (13): 8-13.
- 小野武美. 1998. 『外貨換算会計』新世社.
- 川村義則. 2017. 「連結財務諸表をめぐる残された課題—子会社の固有のれんと親会社の支配プレミアム」『会計・監査ジャーナル』738: 78-85.
- 企業会計基準委員会. 2007. 「企業結合会計の見直しに関する論点整理」.
- 企業会計基準委員会. 2008. 企業会計基準適用指針第 10 号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」.
- 企業会計基準委員会. 2019. 改正企業会計基準適用指針第 10 号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」.
- 企業会計審議会. 1999. 「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」.
- 澤井康毅. 2014. 「在外子会社の経営実態と会計処理の関係」『三田商学研究』57 (1): 27-42.
- 柴健次. 1987. 『外貨換算会計論』大阪府立大学経済学部.
- 白木俊彦. 1994. 「状況法の論理に関する一考察」『産業経済研究所紀要』4: 105-114.
- 白木俊彦. 1995. 『外貨換算会計基準の国際的調和』中央経済社.
- 白木俊彦. 2006. 「外貨建のれんの会計処理と表現の忠実性について」『会計』170 (5): 15-27.
- 杉本徳栄. 2005. 「企業の組織再編とプッシュ・ダウン会計」『会計』167 (4): 54-68.
- 田中建二. 2017. 「東芝事例にみるのれんの減損をめぐる課題」『企業会計』69 (7): 14-20.
- 日本公認会計士協会. 2008. 会計制度委員会報告第 4 号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」.
- 日本公認会計士協会. 2009. 会計制度委員会報告第 4 号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」.

- 長谷川茂男. 2015. 「プッシュダウン会計の概要と実務ポイント」『旬刊経理情報』1402：30-34.
- 長谷川茂男. 2019. 『米国財務会計基準の実務（第11版）』中央経済社.
- 平松一夫. 2002. 「会計のエンティティー—ニュー・ベイス会計の構想—」斎藤静樹編著『会計基準の基礎概念』中央経済社. 111-134.
- 嶺輝子. 1998. 『外貨換算会計の研究—アメリカを中心として—（増補改訂版）』多賀出版.
- 山地範明. 2000. 『連結会計の生成と発展〔増補改訂版〕』中央経済社.
- 山地範明. 2013. 「連結基礎概念からみたわが国連結会計基準の矛盾」『会計・監査ジャーナル』697：69-75.
- 山下奨. 2017. 「日本基準における異なる連結基礎概念と統合的な会計処理等の混在」『跡見学園女子大学マネジメント学部紀要』24：73-92.
- 山田辰己. 2001. 「IASB 会議報告（第4回会議）」『JICPA ジャーナル』555：79-82.
- 山田辰己. 2002. 「IASB 会議報告（第6回会議）」『JICPA ジャーナル』558：66-72.